

役員報酬規程

制定 平成 25 年 6 月 6 日 規程第 22 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東北経済連合会（以下「当会」という。）の定款第 27 条に定める常勤の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬額の決定)

第 2 条 役員は、別表に定める役員報酬限度額の範囲内で、本規程に基づき支給するものとし、支給する報酬総額並びに役員個人別の報酬額は理事会で定めるものとする。

(報酬の支給方法等)

第 3 条 役員報酬の支給日並びに支給方法は、職員の給与及び賞与の支給の例による。

(通勤費等)

第 4 条 役員に対しては、公共交通機関の利用による通勤費及び業務出張旅費を職員の規程に準じて支給する。

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関して細部必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

役員報酬限度額

役員報酬規程第2条に定める役員報酬限度額を、以下のとおり定める。

第1条 役員報酬限度額は、支給する役員全員の総額とする。

2 年間の報酬総額の計算期間は、事業年度に基づき計算する。

第2条 役員報酬限度額を、以下のとおり定める。

報酬限度額	年間 3,000万円以内
-------	--------------

第3条 前条の役員報酬限度額は、役員人数構成その他経済情勢等を勘案し、必要に応じて総会の決議により見直すことができる。

以 上